

解決手法について

2 汚水処理施設新設

1) 三共資源工業が設置した汚水処理施設の現状

第2回地域会議において現地視察をしていただいたとおり、産廃処分場跡地に設置されている汚水処理施設及び管理棟については、機器が錆びついて朽ち果ててしまっており、施設を再稼働させることは不可能な状態です。

また、処分場内の浸出水を汚水処理施設の調整槽に移送するために廃棄物の下に設置されている汚水暗渠についても、その状態は確認できません。

2) 汚水処理施設を新設する場合の対象区域

周辺環境への影響を未然に防止するためには、第1工区、第2工区、第3工区全体を対象区域とする必要があると考えられます。

※ 総面積 149,220㎡

※ 第1工区、第2工区許可品目：鉱さい

※ 第3工区許可品目：11品目

(燃え殻、汚泥、廃プラスチック(自動車破砕物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車破砕物を含む)、ガラス・陶磁器くず、鉱さい、建設廃材、ダスト類)

3) 対策概要

・汚水処理施設の新設

※ P.19 名古屋港南5区廃棄物最終処分場処理工程図参考

・既存の汚水ピットから汚水をポンプアップし、汚水処理施設へ移送するための施設を設置

・環境モニタリング(放流水及び地下水等周辺環境への影響の監視)

※ 汚水暗渠や遮水シートを改修するためには、廃棄物を掘り起こすことが必要。しかし、掘り起こした廃棄物を再度、当該産廃処分場跡地内に埋設することはできない。稼働中の産廃処分場で処理する必要がある。

4) 効果

・長期に亘る継続的な汚水処理が実施されることとなった場合には、周辺環境や水産業などへの影響の懸念が軽減できると考えられます。

5) 汚水処理施設を新設する場合の問題点

① 事業主体(費用負担)は誰か。

○処分場設置者である三共資源工業による施工

- ※ 当該産廃処分場設置者である三共資源工業については、現在、登記簿上存在しているが、実態がないことから三共資源工業に汚水処理施設の新設を行う能力・資力があるか。

○市による行政代執行

- ※ 西尾市が事業主体となる場合には、市民の税金を投入することとなる。
- ※ 産業廃棄物最終処分場に係る生活環境保全上の支障の除去については、廃掃法の権限を有する政令指定都市、中核市等を除き、県が事業主体となった対策施工が一般的。
- ※ 当該産廃処分場跡地には、平成6年から平成11年にかけて、当時の西尾幡豆広域圏組合が三共資源工業に委託をして、一般廃棄物（焼却灰：約25,000m³、約31,500トン）を処理していた。一般廃棄物に起因する生活環境保全上の支障の除去については西尾市が責任を負うこととなる。

○県による行政代執行

- ※ 県は、産廃跡地周辺水路において、年2回水質調査を実施しており、異常は見られていないことから、現状においては生活環境保全上に支障はないとの見解。

② 維持管理（費用負担）は誰が行うのか。

維持管理の主体については、事業主体によるものと考えられますが、維持管理に係る主な費用として次の項目があげられます。

- ・ 汚水処理施設等機器保守点検及び修繕に係る費用
- ・ 汚水処理施設において使用する薬品等の消耗品に係る費用
- ・ 汚水処理施設に係る電気料
- ・ 放流水の水質検査に係る費用
- ・ 地下水の水質検査に係る費用
- ・ 周辺環境への影響を監視するための水質調査に係る費用
- ・ 汚水処理施設から排出される汚泥処理に係る費用 など

③ 汚水処理施設新設のための用地の確保（買収又は借地）ができるか。

当該産廃処分場跡地を含むエリアにおいて、新たな産廃処分場建設を計画する業者が用地買収を進めていることから、地主の理解が得られるかという問題があげられます。

6) 福井県敦賀市民間最終処分場事案

① 事案の経緯

昭和 62 年から管理型最終処分場を設置していた産業廃棄物処理業者が、平成 8 年 5 月以降、平成 12 年まで無許可で処分場の容量を変更し、届出容量（約 9 万 m³）を大きく超える約 119 万 m³ の埋立処分を行いました。

その結果、埋立地から漏出した浸出水が処分場周辺の地下水及び直下を流れる河川へ漏出する事態が発生しました。

排水基準を超過した浸出水が河川に漏出することにより、下流域の水源地が汚染されるおそれがあるため、福井県が事業主体となり行政代執行による対策工が実施されています。

② 処分場の概要

施設の種類：産業廃棄物及び一般廃棄物最終処分場

許可容量：約 9 万 m³

投棄量：約 119 万 m³（うち違法増設分約 110 万 m³）

廃棄物の種類：産業廃棄物 約 84 万トン

（汚泥、シュレッダーダスト、燃え殻等）

一般廃棄物 約 35 万トン

（焼却残渣、不燃性廃棄物）

埋立面積：約 8 万 m²

③ 対策工の概要

地下水や雨水の流入及び浸出水の漏出を防止するため、主な対策として次のとおり河川流出防止対策、浸出水低減対策、浸出水浄化対策が施工されています。

・遮水工

処分場の周囲に遮水壁を設置する工事で、浸出水が河川へ流出することを防止するとともに、周囲からの地下水の流入を抑制するために施工。

・キャッピング工

処分場内への雨水の浸透を抑制するための工事。平坦部ではアスファルト舗装を行い、斜面部では厚さ 1.7 mm の遮水シートの敷設又はモルタル吹付工を実施。

・防災調整池工

キャッピング工の施工により、雨水が地面に浸透しにくくなり、降雨時に河川に流れ出る水量が増加するため、流量調整することを目的

として防災調整池を設置。

- 雨水集排水設備工

降雨時に、キャッピング工の表面を流れる雨水を集め、河川へ排水するために水路を設置。

- 浸出水処理施設工

遮水壁やキャッピングの施工により、地下水の流入や雨水の浸透が少なくなり、浸出水の水質変化が予想されたため、浸出水の水量及び水質に対応するため、既存の水処理設備の改築を実施。

- 浄化促進工

処分場内の廃棄物の浄化を促進させるため、キャッピング工を一部撤去し、雨水を取り込み、洗い出し効果による浄化の促進を実施するとともに、廃棄物層に空気を注入し、微生物分解の活発化による廃棄物の分解・浄化促進を実施。

④ 対策期間及び総事業費

平成17年度から平成34年度 約111億円

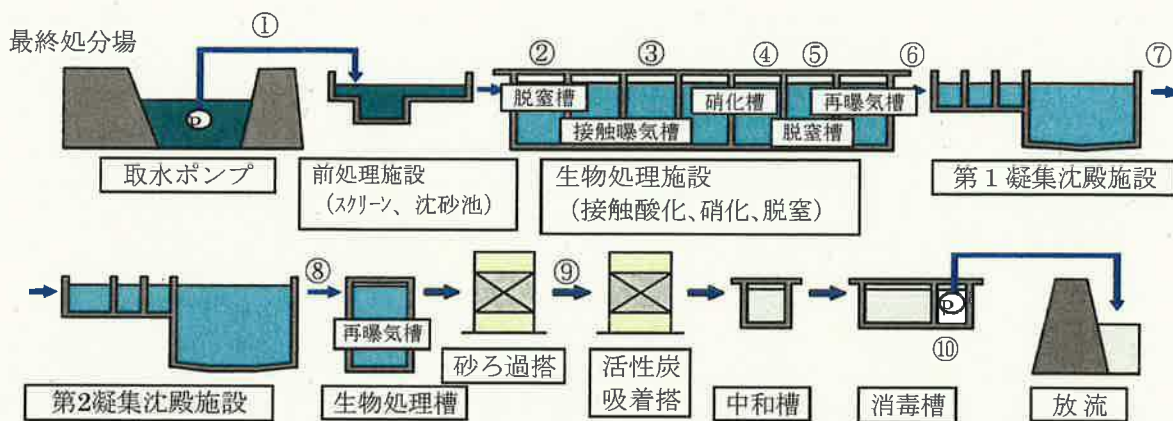
※ 平成25年度以降においては、浄化促進対策、地中温度・発生ガスの測定、浸出水・保有水処理、施設の点検補修、水質モニタリングを継続的に実施している。

⑤ 水質モニタリング調査

保有水・浸出水処理原水、放流水、河川水（処分場上流及び下流において4箇所）、処分場より下流の事業所井戸（5箇所）の水質の監視を継続実施しています。

名古屋港南5区廃棄物最終処分場処理工程図

<排水処理工程>



※平成22年3月に埋立事業を終了し、現在は排水処理のみ実施しています。